

千葉県報

号外
令和5年7月21日

主要目次

○ 千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 母子保健法施行細則等の一部を改正する規則	一
○ 職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則	二
○ 千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 職業能力開発校の授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令	四

規則

千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十六号

千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の表第七号中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改める。

第二十条の表第二号中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に改める。

第二十一条中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改める。

第二十二条中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改める。

第四十条の表第二号中「附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項」を「附則第十一条の四第三項及び第五項」に、「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項」に改め、同表第五号中「附則第十一条の四第一項、第四項及び第六項」を「附則第十一条の四第二項及び第四項」に、「附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項」を「附則第十一条の四第三項及び第五項」に改める。

第四十一条の表第四号中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に改める。

第四十九条の表第九号中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改める。

第四十九条の十四の表第十九号中「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に改める。

第六十七条の表第十六号中「第七百七十一条第六項」を「第七百七十一条第七項」に改める。

附則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第四十条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十七号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二百二十六号の二中「職業能力開発校入校選考料」を「テクノスクール入校選考料」に改める。

別表第三文化の日（十一月三日）の項中「並びに中央博物館分館海の博物館」を削り、同表六十五歳以上の者が使用する場合の項中「中央博物館分館海の博物館及び」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

母子保健法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十八号

母子保健法施行細則等の一部を改正する規則

（母子保健法施行細則の一部改正）

第一条 母子保健法施行細則（昭和四十一年千葉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「施行規則」に改める。

第二条、第四条第一項及び第五条第一項中「省令」を「施行規則」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「施行規則」に改める。

第二条中「省令」を「施行規則」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「施行規則」に改める。

第二条、第三条、第五条及び第六条中「省令」を「施行規則」に改める。

（児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「施行規則」に改める。

第二条、第三条第一項、第四条第一項、第五条及び第七条中「省令」を「施行規則」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の一部改正）

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則（平成十九年千葉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「施行規則」に改める。

第二条、第三条及び第四条中「省令」を「施行規則」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則の一部改正）

第六条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第四項の費用に関する指針等を定める規則（平成二十五年千葉県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」

に改め、第二項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針等を定める規則の一部改正）

第七条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十八条第四項の費用に関する指針等を定める規則（平成二十五年千葉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年千葉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「資格」を「資格等」に改め、同条中「基準省令」を「基準命令」に、「により」を「によりこども家庭庁長官及びび」に、「とする」を「（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業にあつては、基準命令第七条において読み替えて準用する基準命令第五条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるもの）」とする」に改める。

第三条の見出し中「資格」を「資格等」に改め、同条中「基準省令」を「基準命令」に、「により」を「によりこども家庭庁長官及びび」に、「とする」を「（重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業にあつては、基準命令第四十八条第二項において読み替えて準用する基準命令第四十四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めるもの）」とする」に改める。

第四条及び第五条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第六条中「基準省令」を「基準命令」に、「により」を「によりこども家庭庁長官及びび」に改める。

第七条中「基準省令」を「基準命令」に、「により」を「によりこども家庭庁長官及びび」に改める。

第八条から第十二条までの規定中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十九号

職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校設置管理条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則

第一条中「職業能力開発校設置管理条例」を「千葉県立テクノスクール設置管理条例」に改める。

第二条中「職業能力開発校(以下「開発校」を「条例第一条に規定するテクノスクール(以下「テクノスクール」に改め、同条第四号中「開発校」を「テクノスクール」に改める。

第三条中「開発校」を「テクノスクール」に、「入所者訓練生」を「訓練生」に改める。

第四条及び第十一条中「開発校」を「テクノスクール」に改める。

別表千葉県立市原高等技術専門校の項中「千葉県立市原高等技術専門校」を「千葉県立市原テクノスクール」に改め、同表千葉県立船橋高等技術専門校の項中「千葉県立船橋高等技術専門校」を「千葉県立船橋テクノスクール」に改め、同表千葉県立我孫子高等技術専門校の項中「千葉県立我孫子テクノスクール」に改め、同表千葉県立旭高等技術専門校の項中「千葉県立旭テクノスクール」に改め、同表千葉県立東金高等技術専門校の項中「千葉県立東金高等技術専門校」を「千葉県立東金テクノスクール」に改める。

別記第一号様式及び第一号様式の二中「千葉県立 高等技術専門校長 様」を「千葉県立 テクノスクール校長 様」に改める。

別記第二号様式中「千葉県立 高等技術専門校長 様」を「千葉県立 テクノスクール校長 様」に改める。

「職業能力開発校設置管理条例及び職業能力開発校設置管理条例施行規則」を「千葉県立テクノスクール設置管理条例及び千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則」に改める。

別記第三号様式及び第四号様式中「千葉県立 高等技術専門校長 様」を「千葉県立 テクノスクール校長 様」に改める。

別記第五号様式中「千葉県立 高等技術専門校長 様」を「千葉県立 テクノスクール校長 様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の職業能力開発校設置管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第五十号

千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則(昭和五十七年千葉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則

第一条中「千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例」を「千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例」に、「千葉県立障害者高等技術専門校(以下「専門校」を「千葉県立障害者テクノスクール(以下「障害者テクノスクール」に改める。

第二条、第三条及び第四条第一項中「専門校」を「障害者テクノスクール」に改める。
第五条第一項中「専門校」を「障害者テクノスクール」に改め、同条第二項中「うえ」を「上」に改める。

第六条及び第十条中「専門校」を「障害者テクノスクール」に改める。

別記第一号様式中「千葉県立障害者高等技術専門校長 様」を「千葉県立障害者テクノスクール校長 様」に改める。

別記第二号様式中「千葉県立障害者高等技術専門校長 様」を「千葉県立障害者テクノスクール校長 様」に改める。

「千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例等」を「千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例等」に改める。

別記第三号様式中「千葉県立障害者高等技術専門校長 様」を「千葉県立障害者テクノスクール校長 様」に改める。

別記第四号様式中「千葉県立障害者高等技術専門校長 様」を「千葉県立障害者テクノスクール校長 様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行前に、改正前の千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則

の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

職業能力開発校の授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第九号

テクノスクール

職業能力開発校の授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令

職業能力開発校の授業料の減免に関する規程(平成十七年千葉県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

受訓先を次のように改める。

テクノスクール

題名を次のように改める。

テクノスクールの授業料の減免に関する規程

第一条、第二条第一項及び第五条中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八